

**ずっと近くで、ガス機器サポートプラン
(柏崎地区)**

選択約款

2025年9月30日実施

北陸瓦斯株式会社

目 次

1.	この選択約款の変更	1
2.	用語の定義	1
3.	適用条件	1
4.	契約の締結	2
5.	使用量の算定	2
6.	料 金	2
7.	延滞利息	3
8.	単位料金の調整	3
9.	付帯サービス	4
10.	付帯サービス利用料金	4
11.	ガス機器修理保証サービス対象機器	5
12.	ガス機器修理保証サービス内容	5
13.	免責事項	7
14.	買い替え特典	7
15.	譲渡禁止	8
16.	業務の委託	8
17.	契約の変更又は解約	8
18.	再加入の制限	9
19.	そ の 他	9
	付 則	10
	(別 表) 適用する料金表	11

1. この選択約款の変更

- (1) 北陸ガス株式会社（以下「当社」といいます。）は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
- ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
- ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

2. 用語の定義

- (1) 「専用住宅」とは居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (2) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (3) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10パーセントといたします。
- (4) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。
- (5) 「付帯サービス」とは、「ずっと近くで、ガス機器サポートプラン」（以下「本契約」といいます。）の適用中にご利用できる9から14に定めるサービスをいいます。

3. 適用条件

次の各号の条件をすべて満たしている場合に適用いたします。

- ① 当社のガスを専用住宅又は1需要場所におけるガスメーターの能力の合計が10立方メ

ートル毎時以下の併用住宅で使用する需要の場合。

- ② 前号に定める需要場所において、11に定める温水機器であって、給湯器、ふろ給湯器、給湯暖房用熱源機のうちいずれか1機種以上を使用している他、コンロ、衣類乾燥機、暖房機のうちいずれか1機種以上を使用している場合。
- ③ 4(1)の本契約成立時点において、11に定めるガス機器修理保証サービス対象機器(以下「保証対象機器」といいます。)が正常に作動している(エラー表示がでていない、水漏れをしていない、異音がしていない等)場合及び機器が周囲環境や給排気設備を含めて適切に設置されている場合。なお、保証対象機器が正常に作動していない場合及び適切に設置されていない場合は、お客さまの負担で修理及び改善工事を行っていただいた後に適用いたします。
- ④ ガス料金のお支払い方法が、口座振替もしくはクレジットカード払いの場合。
- ⑤ 当社、北陸ガス認定ガスショップ等(以下「業務委託先」といいます。)が、本契約及び付帯サービス履行に必要な範囲で、お客さまの居住場所の敷地内及び建物内に立ち入ること並びに当社及び業務委託先に電気、ガス及び水を提供していただくことについて、いずれも承諾していただいている場合。
- ⑥ 当社及び業務委託先が、①から⑤を満たしているかどうか、訪問又は電話等の方法により確認させていただくことを承諾していただいている場合。

4. 契約の締結

- (1) 3の適用条件を満たしているお客さまが、本契約に同意の上、当社所定の方法により当社に申し込んでいただき、当社がその申し込みを承諾したときに本契約は成立いたします。なお、本契約の適用開始日は、原則として、契約成立日以降最初の定例検針日(契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。)の翌日といたします。
- (2) 当社は、お客さまが当社との他の契約(すでに消滅しているものを含みます。)の料金又は延滞利息を、一般ガス供給約款(柏崎地区)に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

5. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

6. 料 金

- (1) 当社は、別表の料金表を適用して料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (3) 料金は、一般ガス供給約款(柏崎地区)に規定する支払義務発生日の翌日から起算して30日目(以下「支払期限日」といいます。)までにお支払いいただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目が休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限

日といたします。

7. 延滞利息

(1) お客さまが支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。

- ① 料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌以降にお客さまの口座から引き落としした場合
- ② 料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合

(2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。

$$\text{算定の対象となる本体料金} \times \text{支払期限日の翌日から支払いの日までの日数} \\ \times 0.0274 \text{ パーセント (1円未満の端数は切り捨てます)}$$

(備考)

消費税等相当額の算定方法は、別表2(4)のとおりといたします。

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

(4) 延滞利息の支払期限日は、(3)の規定に基づきあわせてお支払いいただく料金の支払期限日と同じといたします。

8. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表における各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表2(3)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金(1立方メートル当たり)
= 基準単位料金 + 0.073円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金(1立方メートル当たり)
= 基準単位料金 - 0.073円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格(トン当たり)

94,760円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表2（3）で定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）といたします。

（備考）

トン当たりLNG平均価格は、当社の本社及び支社に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

9. 付帯サービス

本契約を締結されるお客さまには、11から13に定めるガス機器修理保証サービス（以下「本修理保証サービス」といいます。）及び14に定める買い替え特典（以下「特典」といいます。）をご利用いただけます。ただし、17（2）の各号に該当する場合には、付帯サービスはご利用いただけません。

10. 付帯サービス利用料金

（1）当社は、本契約にご加入のお客さまに、下記の料金表に基づき、各月の付帯サービス利用料金を、原則として6に定める当月のガス料金と合算して、同一の支払期日、同一の支払方法でお支払いいただきます。ただし、当社のシステム登録の都合により、2か月分の契約料金をまとめてお支払いいただく場合や当月のガス料金等のお支払いが発生しない場合、ガス料金と合算せずに単独でお支払いいただく場合があります。

なお、解約時の付帯サービス利用料金は、解約日が5に定める使用量の算定期間に1日以上属する場合は、当該検針期間の月額利用料金として全額お支払いいただきます。

（2）付帯サービス利用料金に課される消費税等相当額は、お客さまの負担とします。税法の改正により消費税等の税率改正や新税が施行されたときは、予告なく改正後の税率や新税を適用し、請求させていただきます。

【付帯サービス料金表（税込金額）】

料金	支払方法
220円	月払い

※ガス小売契約箇所（ガスメーター）毎の料金となります。

1 1. ガス機器修理保証サービス対象機器

保証対象機器は、当社とガス小売契約を締結しているお客さまが、ガス小売契約のお申込み時に指定されたお客さま番号によって特定されるガスメーターで使用、かつ所有しており、以下の条件をすべて満たす都市ガス（13A）用家庭向けガス機器および温水暖房端末機器のみを対象とします。

- (1) 当社が指定する国内製造者製であること。
- (2) 日本ガス機器検査協会（JIA）の認証がある温水機器（給湯器、ふろ給湯器、給湯暖房用熱源機、暖房専用熱源機（温水機器はF E・F F・R F式が対象。ウォールインタイプ、ふろがま、湯沸器は除きます。））およびコンロ（テーブルコンロ、ビルトインコンロ）、衣類乾燥機、暖房機（F F暖房機、ファンヒーター、ストーブが対象。暖炉は除きます。）、温水暖房端末機器（移動型暖房放熱器、浴室暖房乾燥機が対象。床暖房マット、床暖房仕上材、固定型暖房放熱器、パネルヒーター、温水プラグ、温水コンセント、ユニットバス等の住宅設備および床材等の建材と一体型の温水暖房端末機器は除きます。）であること。保証対象機器に付属するリモコン等（当社の定めるものに限ります。）は、保証対象機器に含むものといたします。なお、業務用の用途に使用している機器、非安全型機器（安全装置を搭載していない機器で、開放型小型湯沸器、金網ストーブ、自然排気式ふろがま、自然排気式湯沸器をいいます。）、当社が部品を入手することができない機器、家庭用ガスエンジンコージェネレーションシステム（発電ユニット・貯湯ユニット）、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（発電ユニット・貯湯ユニット）、ガス住棟セントラル暖冷房給湯システム、ハイブリッド給湯・暖房システム、GHPおよび業務用機器並びにこれらの配管は、保証対象機器に含みません。

1 2. ガス機器修理保証サービス内容

- (1) 当社は、保証対象機器が、設置から10年以内に故障が発生し、お客さまからその旨の連絡を受け付けた場合に、修理を行います。保証対象機器の設置起算の判定は、原則として設置年月日で行います。当該機器に関して製造者または販売者が発行する保証書類で設置年月日を確認できない場合は、保証対象機器本体のラベル（銘板）等の製造年月日で行います（この場合、製造日は1日として取扱います。）。なお、判定ができない場合には、本修理保証サービスの対象外といたします。
- (2) 修理の受付および往訪は原則として、当社および業務委託先の営業時間内において実施します。ただし、日曜・祝日、年末年始等の休業日は、翌営業日以降のご対応となる場合がございます。また、作業状況や部品調達の状況等により、修理作業の完了までに日数を要する場合があります。
- (3) 往訪および修理に係る費用（以下「修理費」といいます。）は、出張料、技術料、消耗品を除く修理部品費を含むものとします。
- (4) 修理費の上限額は1回につき55,000円（税込み）とします。この上限額を超える場合、その超過分は、お客さまに別途お支払いいただきます。また、修理に要する費用が代替品を購入するよりも高くなるなど、経済的合理性がない場合の修理は行いません。

(5) 本修理保証サービスは、回数の制限なくご利用いただけます。ただし、1修理に対して複数回の修理はいたしません。

(6) 次の各号のいずれかに該当する場合は、本修理保証サービスの対象外といたします。なお、機器の状態によって、お客さまの依頼に基づき、有償にて修理を行い、又は修理の仲介を行う場合があります。

- ① 本契約の適用開始から3か月以内に故障を受け付けた場合。
- ② 当社がお客さまからの故障発生の連絡を受け付けた日が、保証対象機器の設置から10年を超えていた場合（設置起算の判定は（1）に定める通りとします）
- ③ 直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた故障・不具合又は損傷の場合
 - イ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - ロ 保証対象機器の自然の消耗・さび・カビ・腐敗・変質・変色・その他類似の事由
 - ハ 保証対象機器の年月日、時刻管理に関連する部品の故障・不具合に起因する保証対象機器の故障・不具合又は損傷
 - ニ 取扱説明書の記載に反する使用等、お客さま、又は第三者の不注意、故意もしくは不適切な使用および維持・管理により生じた故障の修理
 - ホ お客さまが当社の承認を得ずに保証対象機器を変更および改造、調整し、また当社指定の部品以外の部品を使用して生じた故障・不具合又は損傷
 - ヘ 当社又は当社の指定する者以外の業者が保証対象機器を移設や修理を実施したことによる故障・不具合又は損傷
 - ト 核燃料物質（使用済み核燃料を含みます。以下同じ。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性又はこれらの特性による事故
 - チ 火災、地震、水害、大雪、凍結、雷、風害、虫、その他天災地変ならびに公害やその他の外部要因による故障・不具合又は損傷
 - リ 破裂、爆発、外部から物体の落下・飛来・衝突もしくは、倒壊、水濡れ、保証対象機器の落下等の偶然かつ外来の事由
 - ヌ 消耗品により生じた故障・不具合又は損傷
 - ル 外観の瑕疵等、保証対象機器の機能および使用の際に影響のない故障・不具合又は損傷
 - ヲ メーカー指定外の燃料、使用電源（電圧）、暖房水（不凍液）の使用による故障・不具合又は損傷
 - ワ 施工上の問題に起因して生じた故障や、修理作業に危険が伴う場所、修理作業が困難な高所・狭所等に設置されている保証対象機器の故障・不具合又は損傷
 - カ 温泉水、井戸水、地下水等を給水したことに起因する故障・不具合又は損傷
 - コ イからカに掲げる修理により生じた二次的な故障の修理および当該修理を当社又は業

務委託先以外が行った場合、その修理作業に起因した故障・不具合又は損傷

- ④ 保証対象機器のメーカーがリコールを行う場合、取替を認めた場合又は無償で修理を行う場合
 - ⑤ 消耗品類（電池、五徳、焼き網、排気パネル、フィルター、不凍液等）や別売品等の交換作業
 - ⑥ 配管設備（暖房・追焚・給湯・給水）、エアコンドレン配管、冷媒配管、エアコン空気清浄フィルター、設置・施工等の部材類（給排気筒・排気筒・温水プラグ・温水コンセント類）、信号線、コンロトッププレート等の交換作業
 - ⑦ 保証対象機器故障時に一時貸出した製品に生じた故障・不具合又は損傷
 - ⑧ 熱量変更に伴う改造・調整にかかる費用
 - ⑨ 本修理保証サービス以外において無償修理の対象となる故障・不具合又は損傷
 - ⑩ 保証対象機器の調整又は清掃（当社が修理に必要と判断した調整又は清掃作業は除く。）に係る費用
 - ⑪ 保証対象機器の修理が本修理保証サービスの対象外と判明した場合で、それに関する費用
 - ⑫ 本契約適用期間外又はメーカー保証期間中に発生し、修理されなかった故障・不具合又は損傷
 - ⑬ 業務用に使用された場合又は一般家庭用電源以外（例えば業務用の長時間使用、車両・船舶への搭載など）に使用された場合の故障・不具合又は損傷
 - ⑭ 本修理保証サービス対象外の製品、部品、配管類等に起因する故障・不具合又は損傷
 - ⑮ その他老朽劣化、補修部品の保有期限超過後の欠品等、当社の責に帰さない事由による修理不可能な故障や保証対象機器の保証書に記載する保証外事項の場合、その他当社が修理不能と判断した場合
 - ⑯ 保証対象機器の設計標準使用期間の到達に伴い、実施すべき出張・点検作業（タイムスタンプ）
- (7) 安全面の観点から当社が安全性を確保できないと判断した場合は、修理を行わない場合があります。

1 3. 免責事項

- (1) 本修理保証サービスは、修理した箇所の不具合を完全に回復させることや修理の品質を保証するものではありません。
- (2) 本修理保証サービスの利用に際し、過失等、当社および業務委託先以外の者の責めに帰すべき事由により生じた損害等について、当社および業務委託先は一切の責任を負いません。
- (3) 経年劣化に伴う機器の破損等、当社および業務委託先の作業に起因しない損害等について、当社および業務委託先は一切の責任を負いません。

1 4. 買い替え特典

特典は、以下に定める内容とします。

- (1) 特典の提供は、本契約の適用開始から3か月を超えた日から開始するものとします。
- (2) 保証対象機器の買い替え時に特典を進呈いたします。
- (3) 特典は、保証対象機器の買い替えの際、北陸ガス認定ガスショップから新たな機器を購入する場合であり、かつ所有されている買い替え保証対象機器と同等以上の機能を有し、又は同一の商品群に分類される場合にのみ適用されます。
- (4) 特典の対象は、買い替え後の機器についてメーカー希望小売価格（税込み）が300,000円以上の場合は商品券20,000円相当、100,000円以上300,000円未満の場合は商品券12,000円相当、100,000円以下の場合は商品券5,000円相当を進呈します。
- (5) 商品券は工事完了後（あるいは設置完了後）に進呈します。
- (6) 買い替え後の機器がオープン価格であった場合は、メーカー希望小売価格が明示されている同タイプ、同機能を有する機器を参考定価として適用します。
- (7) 特典は、買い替えする保証対象機器1台につき1回限り適用されます。対象機種を複数機器へ分割して買い替えをされた場合は、1台分のみ適用となります。また、リモコン等の付属品、工事費、部材費、配達費、処分費は適用外といたします。
- (8) 特典は、最初に買い替えのお申込みをいただいた月から3か月を経過する日が属する月の末日までに買い替えた機器の設置が完了したものが対象となります。なお、当社都合により上記期間が3か月を超える場合は、この限りではありません。

15. 譲渡禁止

本契約に基づくお客さまの一切の地位（本サポート契約の提供を受ける権利を含みます。）はお客さまの一身に専属するものとし、当社の同意のない限り、継承、譲渡、売買、担保に供する等の行為をすることはできないものとします。

16. 業務の委託

当社は、本契約に定める業務を円滑に進めるため、当社が承認した者に委託することができるものといたします。

17. 契約の変更又は解約

- (1) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合には、相互に契約を解約できるものといたします。
- (2) 当社は、次の各号に掲げる場合は、当社の申し出に基づき本契約を解約することができるものといたします。
 - ① 経済情勢の変動等により付帯サービスが提供困難となる事情が発生した場合。
 - ② 本契約および当社との他の契約（既に廃止又は解約しているものを含みます。）における債務を期日までに履行しない場合。
 - ③ 3の適用条件を満たさなくなった場合（転居、閉栓、開閉栓を伴うガス小売契約の名義変更、ガスメーターの破損又は滅失等があった場合を含みます。）。

- ④ お客さまが保証対象機器の差押さえ、仮差押さえ、仮処分を受け、又は競売、租税滞納処分、破産、民事再生等の申立てを受けたとき、もしくは自ら破産、民事再生等の申立てを行った場合。
- ⑤ 暴力的な要求行為があった場合。
- ⑥ 法的な責任を超えた不当な要求行為があった場合。
- ⑦ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は威力を用いる行為があった場合。
- ⑧ 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為。
- ⑨ ⑤から⑧に準ずる行為があった場合。
- ⑩ その他本契約に違反し、その旨を警告しても改めない場合。

18. 再加入の制限

当社と過去に本契約を締結し、当該契約が終了した場合、同一使用場所での本契約への再加入は原則できません。ただし、建物の改築等のための一時不使用による解約によって本契約が終了した場合、その他当社が認める場合はこの限りではありません。

19. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款（柏崎地区）を適用いたします。

付 則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、2025年9月30日から実施いたします。

(別 表) 適用する料金表

1. 適用区分

料金表A:使用量が0立方メートルから25立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B:使用量が25立方メートルを超え、250立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C:使用量が250立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金及び消費税等相当額の算定方法

(1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

(2) 従量料金は、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (4) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします（小数点以下の端数切捨て）。

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

3. 料金表A（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	902.00 円
------------------	----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	187.46 円
------------	----------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表B（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,218.80 円
------------------	------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	174.81 円
------------	----------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表C（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,797.30 円
------------------	------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	168.49 円
------------	----------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに 8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。